

## 連合王国市民権の獲得－試験と忠誠の誓い

岡久 慶

- I 背景
- II 白書発表から法律制定まで
- III 2002年国籍、移民及び庇護法の市民権獲得の規定
- IV 現行制度の概説
- V 今後の展望

イギリスにおいては、21世紀になって市民権<sup>(注1)</sup>申請者が年間平均10万を超え、2004年には14万795人が市民権を<sup>(注2)</sup>獲得している。外国生まれの英国在住者約513万人の内、イギリスの市民権保有者は約222万人であり、総人口の約3.7%に上る。

2001年、イングランド北部の都市において、3件の人種暴動が発生した。これらの事件を受けて、移民の社会的統合を強化する必要性を認識したイギリス政府は、「2002年国籍、移民及び庇護法」を制定し、言語能力及びイギリスに関する知識を市民権獲得の要件とし、さらには市民権獲得にあたって儀式を行い、国王と国に対する忠誠を誓わせることを定めた。このような制度は、アメリカ合衆国、カナダ等では既に採用されていたが、イギリスでは史上初の試みである。

本稿は同法に基づく市民権獲得の制度を概説する。

### I 背景

数多くの移民が在住するイギリスは、多文化主義 (multiculturalism) を政策として明文化しているとはいえないが、寛容で多様な文化を内包する社会であることを、建前かつアイデンティティとしている。

2005年7月7日にロンドンで発生した同時多発テロ事件は、この理念についての確信を揺るがせるものであった。この事件の前にも、移民 (特にパキスタン系イスラム教徒) のコミュニティが存在する比較的貧しい地域においては、移民コミュニティと白人系コミュニティの関係がしばしば緊張することがあり、この理念の保持に疑いの兆しが生じていた。

緊張が一挙に表面化したのが、2001年夏の、ブラッドフォード、バーンリー、オールダムといった移民系コミュニティが集中した北西部の地域で発生した暴動であった。

暴動の原因としては、当該地域が主産業としていた製造業が衰退し失業率が高いこと、地域活性化事業費がコミュニティ間で公平に分配されていないと受け取られていたこと、警察がアジア系住民を<sup>(注3)</sup>差別的に扱っているとの不満が鬱積していたこと、白人至上主義を掲げる過激団体による挑発行動があったこと、などが挙げられている。

2001年7月7日に発生したブラッドフォードの暴動では、過激団体の挑発行為にアジア系住民の若者達が反応し、それが警察との全面衝突へとエスカレートすることとなった。暴動参加者は1000名に上り、警察への投石、家屋破壊、車両への放火などが相次いだ。300名以上の警官が負傷し、逮捕者は270名 (内145名訴追) に上った。被害総額は推定2500万ポンドに上り、20年来で最悪の暴動といわれる<sup>(注4)</sup>。

一連の事件に衝撃を受けた政府は、地方自治体行政の長い職歴と人種間問題に関する豊富な経験を有するコミュニティ結合研究所のテッド・カントル教授を委員長とする独立調査団に、

調査を依頼した。同調査団は、2001年12月11日に発表した、「コミュニティ間の結合<sup>(注5)</sup>」と題した報告書の中で、暴動の原因として、失業率の高さ、燻る不公平感等に加え、異なるコミュニティ間の完全な断絶を指摘した。

異なるコミュニティ（白人のコミュニティとアジア系イスラム教徒のコミュニティ）は、教育、職業、信仰の場、言語、文化的ネットワークなどにおいて完全に分離し、交じり合うことがなく、それが誤解や悪感情を助長しているというのである。

こうして培われた誤解や悪感情により、白人系の住民は「古き良き単一文化社会のイギリス」を懐かしむ傾向を深める。他方、移民系住民は遠く離れた旧母国への帰属意識にアイデンティティを見出し、複合民族社会である現代イギリスに対する帰属感が薄れてしまうことになる。

報告書「コミュニティ間の結合」は、事態は正に向けた居住問題、教育、青少年対策、娯楽施設、再開発等に及ぶ67の勧告を行っているが、その中には、統合を促進する観点から提案された次のようなものが含まれる。

- ・自治体レベルにおける指導力を強化すると共に、コミュニティ間の結合を高めるためのフォーラムを設置し、広く各コミュニティの代表を招いて、方策を練らせる。
- ・単一の文化コミュニティ出身の生徒が主流となっている学校、又は宗教系の学校においては、異なる文化又は信仰の生徒を受け入れることを奨励する。
- ・市民権に伴う権利と責任を明確にし、これを移民が市民権を獲得する際の忠誠の誓いの中で確認させる。

## II 白書発表から法律制定まで

### 1 白書の発表

2002年2月7日、調査報告書を受けた政府は、移民及び難民に関する広範な政策を打ち出した白書「安全な国境、安心な避難地：現代イギリスにおける多様性を生かした統合<sup>(注6)</sup>」を発表した。

白書は、技術の向上、経済活動の活性化、文化的多様性、外国との結びつきなどの点で、移民が大きな利益をもたらすことを強調する。特に当時は、建築、ビジネス・サービスの分野で、人材不足に悩んでおり、移民によってそれを解消することへの期待があったからである<sup>(注7)</sup>。

しかし、白書はその一方で、不法移民の大量流入によって形成される低賃金労働者層が、密入国を斡旋する犯罪組織や、非合法に雇用する経営者に不当利益を与えること、収税や保険制度の網から漏れた経済活動が生じること、さらに報告書「コミュニティ間の結合」でも指摘されたコミュニティ間の断絶を生むこと等を、移民の問題点として指摘している。

白書が提案した主要な政策は、次のようなものである。

- (1) 市民権を獲得しようとする者に、イギリス国内で通用する言語能力（基本は英語とし、ウェールズ語やゲール語を含む）及び社会の知識を有することを要件とする。また、従来は市民権獲得が実務的に処理され、国王への忠誠の宣誓（oath）も、プライベートな空間で弁護士陪席の下に署名を行っていたものを、国王と民主主義制度への忠誠を誓わせるという公開儀式とする。
- (2) 市民権剥奪手続きを簡素化し、テロリズムや戦争犯罪に関与した者の市民権剥奪を容易に行えるようにする。

- (3) イギリスに経済的利益をもたらす高等技能移民には、門戸を広げる。
- (4) 庇護申請者の滞在サービスの提供、様々な手続処理、国外退去手続を一括して行うセンターを設置する。
- (5) 不法移民と人身売買の取締りを強化する。
- (6) イギリス市民と結婚した者が、永住権を獲得するのに必要な結婚期間を延長する。

これらの中でも、(1)新たな儀式導入は、報告書「コミュニティ間の結合」の提案を継承するものであり、移民と元からの市民によって共有される強固な共同体意識と市民的アイデンティティを確立させるといふ、この白書の主旨が反映されている。この制度は、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア等で採用されており、市民権獲得の重みとイギリス社会に歓迎されていることを新しい市民に実感させることができる、と白書は論じている。

これについては、移民固有の文化を無視して順応を強制するものだと批判も出された。<sup>(注8)</sup>

また、(6)結婚期間要件の強化は、特にアジア系イギリス人（主にインド、パキスタン、バングラディッシュ系の男性）が、結婚を親の取り決めに従って行い、多くの場合、親の出身国から配偶者を迎えるという風習への対策である。白書は、こうした風習は偽装結婚の温床となっていると指摘しているが、ブランケット内相(当時)は、白書を発表するにあたり、「(アジア系市民がイギリス国内から配偶者を選ぶことは)将来的な協力と、異なる文化と背景が相克した時に生じる緊張を緩和するためにも重要」と発言している。<sup>(注9)</sup> ここにも、(1)の儀式の導入と同じく社会的統合の推進を意図する面があることは

否定できない。

白書は、親が子供の結婚相手を母国から呼び寄せる風習のあるコミュニティに対し、イギリス内で配偶者を探すよう促すための対話を行うとしているが、アジア系コミュニティからは文化的攻撃であるとして猛反発を受けた。<sup>(注10)</sup>

こうした批判を浴びながらも、白書の提案は、移民による経済的利益を享受しつつ、社会的統合を保とうとするイギリスの国策として位置づけられ、その後の立法に反映されていった。

白書が掲げる移民の社会的統合促進の背景としては、2001年夏の暴動に加えて、同年9月11日に発生したアメリカの同時多発テロ事件後に、国内のイスラム教徒コミュニティが、海外から流入したイスラム過激派の活動拠点として利用されている問題が浮上してきたことが大きな意味を持つといえる。イギリス政府がそれまでの多文化主義路線を変更したのは、これらの事件への過剰反応ではないかと指摘する議論もあった。<sup>(注12)</sup>

## 2 法案提出

2002年4月12日、ブランケット内相(当時)は「国籍、移民及び庇護法案(Nationality, Immigration and Asylum Bill)」を議会に提出し、白書の提案の法制化に乗り出した。

法案提出の前日の4月11日、ブランケット内相は、リベラル左派の高級紙「ガーディアン」紙に「極右こそが敵(The far right is the enemy)」と題する論説を寄稿した。その中で内相は、欧州全土で極右政党が、不法移民と庇護申請者の増加、それに伴う失業や犯罪の増大に対する市民の不安を煽ることで支持率を伸ばしている。イギリス国民党(以下、BNPという)<sup>(注13)</sup>のような極右政党の躍進を抑えるために、左派は移民や庇護申請者の問題に正面から取り組む必要がある(つまりはそれが「国籍、移民及び庇護法案」

なのである)と論じた。内相は、論説の中で左派の内輪揉めを牽制する発言を繰り返しており、寄稿先として「ガーディアン」を選んだのも、法案に反対することが予測される同紙読者層への牽制とも考えられる。

実際に、2002年4月21日のフランスにおける大統領選挙第1回投票で、移民排斥を訴える極右政党である国民戦線のル・ペン候補が、現首相である社会党のジョスパン候補を抑えて決選投票に進出したことは、ブランケット内相の危惧が的外れではなかったことを示した。ル・ペン支持層は、その多くが移民増大による失業や犯罪を恐れる貧困層で、元々共産党を支持していた人々が多く流れ込んでいることが指摘されている。主流政党の、特に左派の政治家が差別の忌避、いわゆるポリティカル・コレクトネス (political correctness) に拘り、移民や庇護申請者抑制の問題に正面から取り組まないことへの不満が、極右支持に現れていると、ブランケット内相をはじめとする多くの論者が指摘している。<sup>(注14)</sup>

イギリスの極右政党であるBNPは、2006年11月30日現在、議会上下両院で議席を有していない。また、2002年5月2日の地方選挙では、争われた地方議会5879議席の内、3議席を獲得したにすぎなかった。しかし極右政党への警戒感 (いわゆる「ル・ペン効果」) で投票率が上昇し、ブラウン蔵相が4月17日に発表した2002年度予算の効果により労働党の支持率が上昇している中での健闘は、BNPにとって「象徴的な勝利」(ガーディアン紙)と評価された。議席はすべてバーンリー市で獲得したもので、白人系コミュニティの不満や不安をBNPが上手く吸収したと評されている。

BNPはその後も地方選挙において勢力を伸ばし続け、2006年5月4日の地方選挙を経て、獲得した地方議会の議席数は52となっている。

市民権獲得のための言語能力及び社会知識の試験並びに忠誠の誓いに関する規定は、「国籍、移民及び庇護法案」の各規定の中でも、特に議論は割れず、議会内から大きな反対の声は上がらなかった。

しかしその一方で、白書を検討した庇護申請者支援NGOやイスラム教徒団体等からは、言語の教育課程を提供する実効性、あるいは単なる言語能力や社会の知識がコミュニティ間の緊張関係を緩和する効果があるのか否かについての疑問が提起されている。<sup>(注15)</sup>

法案は2002年11月7日、「2002年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (c.41))」として成立した。

### Ⅲ 2002年国籍、移民及び庇護法の市民権獲得の規定

「2002年国籍、移民及び庇護法」第1部 (第1~15条) に規定された、市民権獲得に関連する規定の概要を以下に紹介する。

- ・市民権獲得の条件としての言語と社会の知識  
「1981年英国籍法」に次のような規定を加える。
- (1) イギリスにおける生活の知識を有していることの証明を、市民権獲得の条件とすること。ただし、主務大臣は市民権申請者の年齢や精神的状況を考慮して、この要件を保留することができる。
- (2) 主務大臣は、市民権申請者が十分な言語能力及びイギリスにおける生活の知識を有しているかどうかを確かめるための規則を定めることができる。この規則により、特定の資格取得又は履修課程への参加等、これらの知識を判定するための方法を定めることができる。

・配偶者の市民権獲得

イギリス市民又はイギリス海外領市民<sup>(注16)</sup>の配偶者であることを根拠として市民権を申請する者に対しても、言語能力及びイギリスにおける生活の知識を有することを条件とする。

・市民権獲得の儀式、宣誓及び誓約

- (1) 18歳以上の者が、イギリス又は海外領の市民権を獲得するにあたって、市民権獲得の儀式 (citizenship ceremony) に参加し、従来の国王に対する忠誠の宣誓に加えて、市民としての誓約を行うことを義務づける。主務大臣はこの要件を保留することができる。
- (2) イギリスの市民権獲得の儀式における宣誓と誓約は、次のようなものとする (附則第1第2条)。

宣誓

「私、[名前] は全能なる神にかけて、イギリス市民になったあかつきには、女王エリザベス2世陛下、法に則った陛下の世子及び継承者に対して誠実であり、真の忠誠義務を負うことを誓います。」

誓約

「私は連合王国に忠義を捧げ、その権利と自由を尊びます。民主主義の価値観を擁護します。誠実に国法を遵守し、イギリス市民としての義務と責任を果たします。」

- (3) 主務大臣は、次のような規則を定めることができる。
- (a) 儀式、宣誓と誓約の時機、出席者、内容等に関する規則
- (b) 儀式を執行する者を定め、イングランド、ウェールズ及びスコットランドの地方自治体が儀式のために施設を提供することを要求する規則
- (4) 主務大臣は、市民権獲得の儀式のための支出を、地方自治体に払い戻すことができる。

## IV 現行制度の概説

### 1 試験制度の導入

法案の審議が詰めに入った2002年9月11日、デヴィッド・ブランケット内相 (当時) は、政治理論家で現全英人文学協会副会長でもあるバーナード・クリック教授を長とする「イギリスにおける生活」顧問団 (“Life in the United Kingdom” Advisory Group) を設置し、市民権獲得のための試験の詳細について検討を行わせた。

顧問団は、2003年9月に報告書「新しいものと古いもの：「イギリスにおける生活」顧問団報告書<sup>(注18)</sup>」を公表し、社会知識と言語能力を同時に試験することを提案した。顧問団は、必要な社会知識として次のものを挙げている。

- ・歴史的背景を踏まえた国制：議会制民主主義、君主、内閣等の制度に加え、人権、フェアプレイの精神、言論の自由等の概念を含む。
- ・多文化社会としてのイギリス：4つの地方からなる連合王国の構成、コミュニティ間の宗教・文化の違い、女性の役割の変化と若者の文化等。
- ・法律の知識：警察の権限、市民の権利と義務、差別禁止法、法律相談の方法等。
- ・雇用：就職先の見つけ方、国の保険、最低賃金、労働時間及び労働組合についての知識等。
- ・援助と情報：市民相談所、地元の団体、議会、公共図書館及び医療機関へのアクセス方法等。
- ・日常の需要：住居の種別、国民保健サービス (NHS) の利用、水・ガス・電気の利用、署名を行う時の注意等。

2005年10月10日、政府は報告書の勧告を踏まえて「2005年英国籍（総則）（改正）規則（The British Nationality（General）（Amendment） Regulations 2005 S.I.2785）」を制定し、同規則に基く市民権獲得のための試験制度は翌月の11月1日に開始された。

試験制度の元になるのは、顧問団が発表したガイドブック「イギリスにおける生活：市民権への旅」<sup>(注19)</sup>で、この本の第2章から第4章の内容が出題される。

市民権獲得にあたっては、この試験に合格することと、次の条件を満たす必要がある。

- (1) 5年間（イギリス市民と結婚していれば3年間）合法的にイギリス国内に滞在していること。
- (2) 過去12か月の間、イギリスへの無期限滞在許可、居住権又はアイルランド市民権を有していること（イギリス市民と結婚していれば12か月の条件は課されない）。
- (3) 市民権獲得の申請を出す前1年の間、91日以上国外に出ていないこと。
- (4) イギリス国内に在住するか、イギリス国外でイギリス政府又は企業若しくは団体のために働く意思のあること。
- (5) 善良な人格（good character）を有していること。<sup>(注20)</sup>

試験はESOL（英語を母国語としない者のための英語[English for speakers of other languages]）<sup>(注21)</sup>の初歩3の資格を有する者が受けることができる。英語の能力がこれに満たない者は、英語と市民教育の履修課程を受けることで試験の代わりとすることもできる。

試験は次のように施行される。

- (1) 受験料34ポンド（約7616円）を納付する。
- (2) 試験は、全国90箇所の受験センターに据え付けられたPCで行う。

- (3) 45分で24の設問に回答。正答率75%で合格。
- (4) 不合格の場合は、通知の手紙の中で知識の足りなかった分野を指摘してもらうことができる。
- (5) 65歳以上の者は試験の免除を申請できる。

## 2 市民権獲得儀式の導入

政府は2003年7月25日、「市民権獲得儀式の協議書」<sup>(注22)</sup>を発表し、儀式運営の詳細について関係者（特に地方自治体）の意見を募った。協議書の質問項目には、次のようなものが含まれる。

- ・儀式において、国旗及び国歌を使用するか否か。
- ・儀式に地方色を取り入れるか否か。
- ・地元の要人（自治体の長等）にスピーチをしてもらうか否か。
- ・記念品の贈与を行うか否か、行うならばどのような記念品を贈与するか。

いずれについての回答も政府提案に肯定的なものであったことを踏まえ、政府は「2003年英国籍（総則）（改正）規則（The British Nationality（General）（Amendment） Regulations 2003 S.I.3158）」に基き、前述の「市民権獲得の儀式、宣誓及び誓約」を、2004年1月1日から施行した。

儀式は地方自治体の施設で行われ、家族又は友人を2-3人（会場の大きさと儀式参加者の数による）陪席させることができる。儀式は概ね次のような手順で進行する。

- ・紹介と歓迎
- ・地元の要人（自治体議会の議長、首長等）によるスピーチ
- ・宣誓と誓約の誓い又は確約
- ・誓い又は誓約に対する返答
- ・市民証の授与及び登録簿への署名

儀式の費用は標準的な集団儀式で68ポンド（約1万5000円）であり、参加者はこれを内務省に納付する。

2005年度における市民権獲得儀式の参加者は、イングランドにおいて約10万600人、ウェールズ1万1000人、スコットランド2419人、北アイルランド281人である。<sup>(注23)</sup>

## V 今後の展望

「2002年国籍、移民及び庇護法」に基づく、市民権獲得制度（帰化）の要件の強化の背景には、獲得のために費やす努力が獲得した市民権の価値、ひいてはイギリスへの帰属意識を高めるとの考えがある。<sup>(注24)</sup>

ただしこれに対しては、元々イギリスで生まれた者が同じような宣誓と誓約を要求されず、移民だけが要件を課されることへの不公平感、<sup>(注25)</sup>あるいは移民の間で市民権獲得を選んだ者と選ばなかった者の対立が発生する等の問題点を指摘する声もある。<sup>(注26)</sup>

また統合を推進するのなら、その中心となる価値観が明確である必要があるという認識に立って、右派の論壇からは、現代のイギリスが大英帝国時代の植民地主義の過去をことさら罪悪視していることで、自国の良いイメージ、ひいては統合の中心となる文化を見失っているとの意見も出されている。<sup>(注27)</sup>

移民受入れの結果としての社会的統合の弱体化が、過激な思想の浸透を招き、後の2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件の社会的背景となったと指摘する声もあり、<sup>(注28)</sup>事件後にはイギリスにおけるマイノリティ、端的に言えばイスラム教徒コミュニティの社会統合は、国家安全保障の問題であるとする見方が強まった。<sup>(注29)</sup>イギリスに対して何ら忠誠心を抱かないイスラム教徒が多数存在し、それらの者がテロリスト予備軍を形成しているというのである。<sup>(注30)</sup>

このような背景もあり、事件後の2005年8月5日、ブレア首相が打ち出したテロリズム対策の「12ポイントの計画（12-Point Plan）」<sup>(注31)</sup>の中に、現行の儀式だけで国への忠誠を保証することが充分であるかどうか再検討し、イスラム教徒コミュニティの一般社会への統合を強化するための施策について協議するとの項目が設けられた。

この項目で示された提案を受ける形で、2006年3月30日に成立した「2006年移民、庇護及び国籍法（Immigration, Asylum and Nationality Act 2006 (c.13)）」は、第58条において「善良な人格（good character）」を市民権獲得の条件とする規定が設けられることとなった（この条項は、2006年11月30日現在、施行はされていない）。

21世紀に入り顕在化してきた社会の分断と多文化主義の揺らぎの中で、社会統合推進を図るイギリスの試みは、これからも継続するものと思われる。

## 注

\*インターネット情報はすべて2006年11月30日現在である。

- (1) 市民権（citizenship）は参政権を伴い、イギリスにおいては基本的に国籍と同義である。市民権を有するが国籍を持たない例外的なケースとして、一部の海外領市民や旧植民地出身者で当該国の市民権を有しない者等が存在する。
- (2) Home Office, *Persons Granted British Citizenship*, May 2005.  
<<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs05/hosb0805.pdf>>
- (3) イギリスにおいて、アジア人とは、インド亜大陸周辺の南アジア（インド、パキスタン、バングラディッシュ）にルーツを持つ者をいう。
- (4) Christopher Allen, *Fair Justice: The Bradford Disturbances, the Sentencing and the Impact*, Forum

- Against Islamophobia and Racism, 2003.  
 <<http://www.fairuk.org/docs/FAIR%20Bradford%20Report%202003.pdf>>
- (5) *Community Cohesion: A Report of the Independent Review Team Chaired by Ted Cantle*, Dec. 2001.
- (6) Home Office, *Secure Borders, Safe Haven: Integration with Diversity in Modern Britain* (cm 5387), Feb. 2002.  
 <<http://www.archive2.official-documents.co.uk/document/cm53/5387/cm5387.pdf>>
- (7) ただし2004年5月1日から東欧、中欧の国が一斉に欧州連合に加盟し、これらの国からの労働力流入が見込めるようになったことで、単純労働力の需要は減少しており、政府は欧州経済領域外からのこの種の移民を漸減する意向である。以下の資料を参照。  
 Home Office, *A Points-Based System: Making Migration Work for Britain*, Cm 6741, March, 2006.  
 <<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/ria-making-migration-work-070306?view=Binary>>
- (8) "Citizenship tests for immigrants", *The Guardian*, Feb. 7, 2002.
- (9) Colin Blackstock, "Blunkett in clash over marriages", *The Guardian*, Feb. 8, 2002.
- (10) *Ibid.*
- (11) Sean O'Neill, "Why France lived in fear of 'Londonistan'", *Daily Telegraph*, Oct. 13, 2001.  
 <<http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2001/10/13/nmosq13.xml>>
- (12) Arun Kundnani, "The death of multiculturalism", *Independent race and refugee news network*, Apr. 2002.
- (13) British National Party、通称BNP。イギリス人の人種的特性の維持を掲げ、非白人移民の流入を遮断し、1948年以前の白人が圧倒的多数を占める社会への復帰を目標とする政治団体。  
 <<http://www.bnp.org.uk/>>
- (14) Jonathan Freedland, "Confront the demon", *The Guardian*, Apr. 24, 2002.
- (15) Madeleine Shaw, *The Nationality, Immigration and Asylum Bill: Nationality and Citizenship*, (Research Paper 02/25), House of Commons Library, 2002.
- (16) アンギラ島 (カリブ海)、バミューダ島 (大西洋)、英領南極地域、インド洋領土、英領バージン諸島 (カリブ海)、ケイマン諸島 (カリブ海)、フォークランド諸島 (南大西洋)、ジブラルタル、モントセラット (カリブ海)、ピトケルン島 (南太平洋)、セントヘレナ島と保護領 (南大西洋)、サウスジョージア島とサウスサンドウィッチ諸島 (南大西洋)、キプロスのアクロティとデケリアにある基地エリア、タークス=カイコス諸島 (カリブ海) 等をいう。  
 2002年海外領法 (British Overseas Territories Act 2002 (c.8)) によって、キプロスのアクロティとデケリアにある基地エリアの住民以外にはイギリスの市民権が与えられた。
- (17) 1978年宣誓法 (Oaths Act 1978 (c.19)) に基き、「全能なる神にかけて、〇〇〇を誓います。」の表現を、「厳粛かつ誠実に〇〇〇を確約します。」に置き換えることができる。
- (18) Home Office, *The New and the Old: The report of the "Life in the United Kingdom" Advisory Group*, Sep. 2003.  
 <<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/6353/aboutus/tnewandtheold.pdf>>
- (19) Home Office, "Life in the United Kingdom" Advisory Group, *Life in the United Kingdom: A Journey to Citizenship*, Dec. 15, 2004.
- (20) 2006年4月30日に成立した、2006年移民、庇護及び国籍法 (Immigration, Asylum and Nationality Act 2006 (c.13)) 第58条によって設けられた規定であるが、未だ施行されていない。
- (21) 原語では "entry 3"。次のサイトを参照したところ、概ね TOEIC (Test of English for International Communication) の550点以上750点未満に相当するようである。  
 ・ケンブリッジ大学 ESOL 試験の点数比較ページ  
 <<http://www.cambridgeesol.org/recognition/faqs.h>

- tm#fr1>  
・ TOEIC の点数比較ページ  
<<http://www.eu.toeic.eu/toeic-sites/toeic-europe/table-toeic-cecr/>>
- (22) Home Office, *Citizenship Ceremonies Consultation Paper*, Jul. 25, 2003.  
<<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/6353/6356/17715/closedconsultationsceremoni1.pdf>>
- (23) *Hansard (House of Commons Daily Debates) Written Answers to Questions* Column: 1344W, Nov. 7, 2006.  
<[http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmhansrd/cm061107/text/61107w0081.htm#column\\_1346W](http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmhansrd/cm061107/text/61107w0081.htm#column_1346W)>
- (24) Dora Kostakopoulou, "Thick, Thin and Thinner Patriotisms: Is This All There Is?", *Oxford Journal of Legal Studies*, Spring 2006. Vol. 26.
- (25) Joseph Harker, "Forcing rules and duties on us won't bring society closer", *The Guardian*, Sep. 15, 2006.
- (26) Joint Council of Welfare of Immigrants, *The White Paper - Secure borders, safe haven: integration with diversity in modern Britain*, Feb. 14, 2002.  
<<http://www.jcwi.org.uk/archives/ukpolicy/whitepaper.PDF>>
- (27) Melanie Phillips, "Ethnic camouflage for a fragmenting nation", *Daily Mail*, Jan. 21, 2005.
- (28) Home Office - Foreign Office, *Young Muslims and Extremism*, 2004.  
内務省及び外務省が共同で作成し、2004年4月6日付で首相のために提出した内部資料であり、手紙、論文、その他の文書で構成される。2005年7月10日、タイムズ紙の以下の記事においてその漏洩が報道された。同記事においては、報告書 PDF 版へのリンクがある。  
Robert Winnett and David Leppard, "Leaked No 10 dossier reveals Al-Qaeda's British recruits", *Sunday Times*, Jul. 10, 2005.  
<<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2087-1688261,00.html>>
- (29) Farah Stockman, "Effort Ties Citizenship to 'Britishness'; Standards Raised for Immigrants: [THIRD Edition]", *Boston Globe*, Aug. 18, 2005.
- (30) 在英イスラム教徒の1%（実数では1万5000人から1万8000人）が直接的又は間接的にテロ行為に関わっているとの指摘もある。  
*Op. cit.* (23)の内部資料参照。
- (31) 首相官邸ウェブサイトの次のページを参照。  
<<http://www.number-10.gov.uk/output/Page8041.asp>>

(おかひさ けい・海外立法情報課)